

# SHIME Fun Club WaterMelon 入会のご案内

H21.7.3

## 1. SHIME Fun Club WaterMelon(以下「ファンクラブ」という)入会のご案内

このたびは、当ファンクラブの趣旨目的に、ご賛同頂きまして、誠にありがとうございます。

入会の特典といたしましては、SHIME の熊本 LIVE 活動の情報を、いち早くお伝えし、大規模イベント等においては、優先してチケット等を予約することが、出来ます。なお LIVE 活動状況は HP や電子メール等を活用し告知・送信する予定ですが、会が立ち上がったばかりのためシステム構築までの期間は、当面電話等により、お伝えする場合がございますので、ご了承の上 よろしくお願い申し上げます。

## 2. ファンクラブ規約第4条の事業を行うため、会費を徴収いたします。

## 3. ファンクラブの会費とは、後援会費といたします。

## 4. 後援会費(入会費)は、一口 1,000円からといたします。

(より多くの後援会費を納入頂いた方には、なんらかの形でファンクラブから御礼をさせていただきます)

## 5. 入会するには、入会申込書を事務局に提出し、承認を受ける必要があります。

提出書類 入会申込書 (次項書式を使用) 受付(事務処理)後、会員証を発送致します。

会員証と一緒に、領収書は発送させていただきます。

## 6. 書類提出方法 事務局まで FAX・郵送または持参してください。

(LIVE 会場等で受け付ける場合もございます)

## 7. 書類提出先 SHIME Fun Club WaterMelon 事務局 「酒樂(しゅがく)」内

担当: 吉田 宛

住所 〒865-0025 熊本県玉名市高瀬 459

TEL 0968-74-2015 FAX 0968-74-2019

振り込み先 玉名郵便局 口座番号 01700-6-51830

口座名 SHIME F C WaterMelon

入会をご希望される場合は、上記口座まで後援会費を、お振り込み頂き、振り込み用紙控えのコピーと入会申込書を、FAX にて送信頂きますように、お願いいたします。



# SHIME Fun Club WaterMelon 入会申込書

平成 年 月 日

SHIME Fun Club WaterMelon 事務局 宛

このたび「SHIME Fun Club WaterMelon」の目的(会員規約)に賛同し、正会員として入会申し込みいたします。

お名前 \_\_\_\_\_

ニックネーム \_\_\_\_\_

ご連絡先 〒 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_ F A X \_\_\_\_\_

メール・アドレス \_\_\_\_\_ @ \_\_\_\_\_

上記項目をご記入頂き、事務局までお申込下さい。

整理番号 \_\_\_\_\_

(切り取り線)

領 収 証

平成 年 月 日

様

金 円 也

但し SHIME Fun Club WaterMelon 後援会費(入会金)として  
上記正に領収いたしました

〒865-0025 熊本県玉名市高瀬 459「酒樂(しゅがく)」内  
TEL 0968-74-2015

SHIME Fun Club WaterMelon 事務局 印

## SHIME Fun Club WaterMelon 規約

H21.5.18 制定

(名称)第1条 本会は、「SHIME Fun Club WaterMelon」と称する。

(事務局)第2条 本会の事務局は、当面「酒樂(しゅがく)」内に置く。

住所 〒865-0025 熊本県玉名市高瀬 459 TEL 0968-74-2015

(目的)第3条 本会は、SHIME「中嶋栄男」のLIVE計画を円滑に行い彼のLIVEおよびミュージシャンとしての活動を応援・サポートし親睦を深めると同時に音楽を通じて地域の発展・活性化に寄与することを目的とする。(尚、本会は非営利団体である)

(事業)第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

SHIME LIVEの企画・運用・宣伝紹介・CD等販売促進に関する事項

会員相互の情報交換

地域の発展・活性化に寄与する

その他前条の目的を達成するために必要な活動

(会員)第5条 本会は、第3条の目的に賛同し、入会申込書を提出した者をもって会員となれるものとする。当会員はボランティア参加を基本とするので、報酬等は、発生しない。

(役員)第6条 本会に次の役員を置く。(以下のメンバーは、役員会として活動を行う)

名誉顧問 1人

顧問 1人

会長 1人

副会長 2人

会計 1人

広報 1人

監事 2人

(役員の職務)第7条 役員の職務は以下を基本とする。

名誉顧問及び顧問は、本会の指導的立場にあり、会の活動・運用にあたっての助言及び提案を適時に行うことができる。また発言・指示事項は絶対的であり会の開催時等で議題として取り上げ提案等は優先するものとする。

会長は本会を代表し、会務を総括する。

副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき等において、会長の代行を勉めるものとする。

会計は、本会の会計業務ならび LIVE 活動時においては、会員等を活用し受け業務の指示等を行うことも可能とするが会計全体を把握する。

広報は、LIVE 活動時の増員安定を目標とし、宣伝・広告等を主たる業務とする。

監事は、本会の会計を監査する。

(役員の選任任期)第8条 役員の選任は以下を基本とする。

名誉顧問、顧問は永久会員とする。

会長、副会長、会計、広報は役員会の互選とする。

監事は、一般会員より会長、副会長が選任する。

役員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

(事務局)第9条 本会においては総合的な窓口として事務局を設置する。事務局には特に事務員は設置しないものとする。

(会議)第10条 会議は、総会と役員会とし、総会は、通常総会および臨時総会の2種類を基本とする。会長は必要に応じ役員会を招集する。会議に出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は議長が決する。

(事業年度)第11条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)第12条 本会の事業計画及び予算は、会長同席のもと役員会で決定する。

(事業報告及び決算)第13条 本会の事業報告及び決算は、事業毎に、監事の監査を受け役員会等で承認を得るものとする。

(規約の変更)第14条 この規約は、役員会において3分の2以上の同意を得なければ、変更することはできない。

(解散及び残余財産の処分)第15条 本会は、役員会において3分の2以上の同意を得なければ、解散することはできない。解散のときに存する残余財産は、役員会の議決を経て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

(その他)第16条 この規約の施行について、必要な事項は、役員会の議決を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則 この規約は、平成21年5月18日から施行する。